

まちづくり・未来ワークショップ ～第1回～

<今日のテーマ>

まちの弱みと強みを出し合おう

プログラム

9:00	1 はじめに
9:05	2 WSの趣旨説明 WSの趣旨説明 総合計画の概要説明
9:15	3 WSの進め方 全体プログラム、第1回プログラムの説明
9:25	4 ① まちの弱みを出し合おう 自己紹介 テーマ「まちの弱み」 ・今、困っていること(赤) ・将来、困りそうなこと(青)
10:25	休憩
10:35	5 ② まちの強みを出し合おう テーマ「まちの強み」 ・光市が優れていると思う点(赤) ・改善された、よくなったと思う点(青)
11:35	6 全体発表・まとめ 全体発表(3.5分/テーブル)
11:50	7 おわりに

日時：平成22年10月23日(土)

9:00～12:00

場所：総合福祉センター「あいぱーく光」

(本日の配付資料)

- ・まちづくり・未来ワークショップについて
- ・総合計画後期基本計画について
- ・グループ分け名簿
- ・光市総合計画(ダイジェスト版パンフレット)



《次回のワークショップ》

日時：平成22年11月13日(土)

13:00～16:00

場所：総合福祉センター「あいぱーく光」

《テーマ》

光市の重点施策と役割分担を提案しよう

まちづくり・未来ワークショップについて

1 目的

市では、今年度から「総合計画後期基本計画」や「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」などの策定を進めています。計画の策定にあたり、多くの市民と未来のまちづくりについてともに考え、夢やアイデアを計画に十分に反映させていくことを目的に「まちづくり・未来ワークショップ」（全4回）を開催します。

2 実施の時期等

	日にち	時間	主題	会場・参加者数
第1回	平成22年10月23日（土）	9時～	総合計画後期基本計画	あいぱーく光 各回 約30名
第2回	平成22年11月13日（土）	13時～		
第3回	平成23年 1月22日（土）	13時～	都市計画マスタープラン	
第4回	平成23年 2月19日（土）	13時～	緑の基本計画	

3 テーマ

全4回のワークショップのうち、第1回・第2回は総合計画後期基本計画に、第3回・第4回は、都市計画マスタープラン・緑の基本計画に主題を置いた話し合いを行います。

第1回・第2回は、次の4つのテーマに沿って、意見やアイデアを出し合っていただきます。

- (1) 誰もがいきいきと健やかに暮らせる光市（福祉・医療対策など）
- (2) 地域や経済に元気があふれる光市（産業・地域活性化など）
- (3) 安全・安心で潤いに満ちた光市（環境・安全対策など）
- (4) 心豊かでたくましい人を育む光市（子育て・教育・文化など）

総合計画とは

全ての市民が幸せを実感できるまちづくりを目指すために、市政全般の目標や方向性を定めたもので、市が策定する様々な個別計画の最上位に位置する計画です。

都市計画マスタープランとは

都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、土地利用や道路・下水道・都市公園などの都市施設の配置、景観形成など、都市の発展と秩序ある整備の指針となるものです。

緑の基本計画とは

都市緑地法に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、緑の特性に応じた配置方針や都市公園の整備のほか、緑の保全・活用・整備に関する指針となるものです。

総合計画後期基本計画について

1 総合計画とは

総合計画とは、全ての市民が幸せを実感できるまちの実現に向けて、目指すべき目標や方向性を定めたもので、市が策定する様々な個別計画の最上位に位置する計画です。

2 策定の趣旨

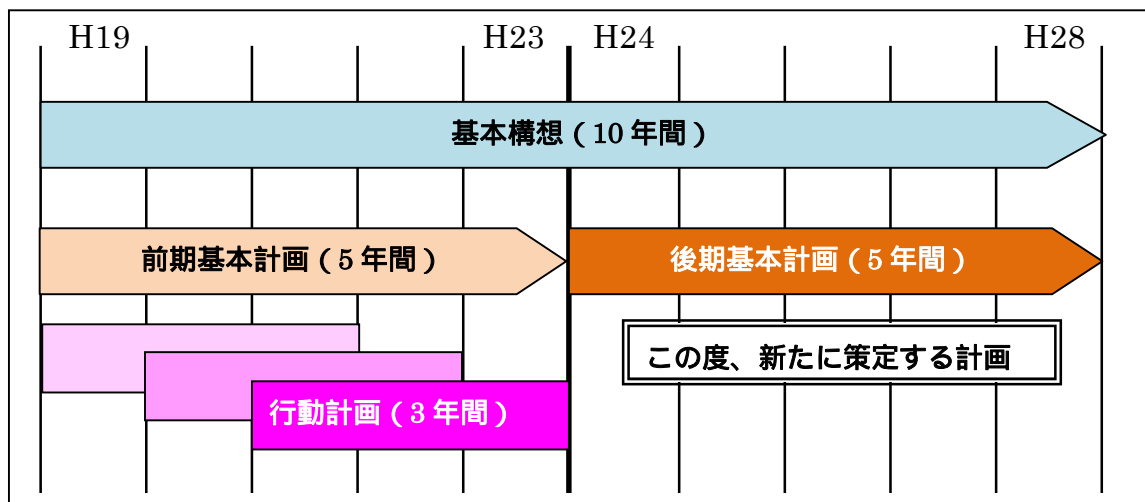
本市では、平成19年3月に、新市建設計画の理念を継承した「光市総合計画」を策定し、「人と自然がきらめく生活創造都市」の実現を目指してきましたが、この間、旧来の社会の仕組みや政治の枠組みは大きく変貌を遂げるなど、時代の流れは速度を増し、国と地方の関係も大きく揺れ動いています。

こうした中、前期基本計画の計画期間が平成23年度をもって終了することから、新たに、平成24年度からの5年間を展望する後期基本計画を策定し、今後取り組もうとする基本的な施策や事業等を示し、市民と行政との新たなまちづくりの指針とするものです。

3 計画の構成

光市総合計画は、平成19年度から28年度までの10年間を計画期間とする基本構想と、その前後期を5年ずつカバーする基本計画により構成しています。また、基本計画を年次的に実施するための具体的事業計画として、行動計画を毎年度策定しています。

【計画の構成】



(1) 基本構想

地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき、将来像(「人と自然がきらめく生活創造都市」)の実現や目標人口を達成するための基本的な方向性を明らかにします。

計画期間：平成 1 9 年度～平成 2 8 年度(1 0 年間)

(2) 基本計画

将来像の実現に向けて取り組むべき個別の施策や事業、数値目標等を体系的に明らかにします。

計画期間(前期基本計画)：平成 1 9 年度～平成 2 3 年度(5 年間)

計画期間(後期基本計画)：平成 2 4 年度～平成 2 8 年度(5 年間)

4 策定期間

平成 2 2 年度～ 2 3 年度の 2 年間